

# 教育委員会会議録

平成29年7月13日(木) 午後1時30分 開会

午後2時01分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

平松直巳教育長、松本真理子委員、則竹伸也委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員

## 3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長  
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長  
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長  
林一也福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長  
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長  
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長  
伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、加藤吾郎教職員課主幹  
加藤潤教職員課主幹、小林紀彦特別支援教育課主幹  
宇都宮裕人教育企画課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項(3) 公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

### (1) 平成29年6月定例県議会の概要について

横井総務課長が、平成29年6月定例県議会の概要について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (2) 行政処分取消等請求事件について

稲垣教職員課長が、行政処分取消等請求事件について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

原告は、現在県立高校の1年生なのか。

(稲垣教職員課長)

第1志望が落ちたということである。

### (3) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 6 請願

### 請願第11号 市町村立小中学校教職員の超勤状況改善にむけて県教委の更なる指導等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

市町村立小中学校教員の勤務時間の実態について、県においてどのように把握しているのかを聞きたい。また、改善に向けて、どのように取り組んでいくのかを教えてほしい。

(稲垣教職員課長)

市町村立小中学校教職員の服務監督は市町村教育委員会であるが、県の教育委員会が、県立学校教職員の勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止のため、県立学校長に対し在校時間等の状況を記録するよう通知していることを、市町村教育委員会にも周知しており、管内小中学校の適正な在校時間把握に取り組むようお願いしている。

現在、各市町村教育委員会には、毎年11月を抽出月として、管内小中学校教職員の在校時間の状況として80時間を超えた者及び100時間を超えた者の数を報告させ、勤務時間の実態の把握に努めている。

また、今年度からはこれまで年1回であった報告を6月、11月、2月と年3回とし、より詳細な実態把握に努めている。

3月に策定した教員の多忙化解消プランでは、在校時間が月80時間を超える教員の割合を、平成31年度までに0にすることを目標に、各種取組を進めることとしており、教員の勤務実態を詳細に把握するため、小・中・高等学校各1校をモデル校として民間の業務改善コンサルタントを派遣し、教員へのヒアリングや業務の洗い出しを行うことにより、今後の業務改善の方策につなげていきたい。

小中学校教職員の服務監督は市町村教育委員会であるが、県費負担教職員の任命権者あるいは研修権者として、また、多忙化解消プランを策定した立場として、市町村教育委員会とともに、学校現場の勤務環境の改善に向け取組み、支援してまいりたい。

### 請願第12号 県教委職員に対し情報公開条例に関する研修の機会を設けることを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

請願者は愛知県情報公開条例について、教育委員会の職員の研修の機会を設けるよう求めているが、このことについて、どのように考えているのか。

(横井総務課長)

情報公開に係る開示決定等の判断を的確かつ統一的に行うため、各所属に情報公開審査員を置いている。この審査員には原則として筆頭グループ班長を充てている。

この審査員を対象に、情報公開制度の概要、事務の流れ、不開示情報の判断などを内容とする研修が毎年度全庁的に行われているところである。

しかし、実際に開示請求がなされた場合にはこれらの研修で扱ったことを基礎として、多種多様な行政文書のなかで個別具体的に不開示とする部分を決めていくことになる。

今回の事案では、個人情報の一部である年齢について、誤って開示してしまったところであるが、年齢については状況により、開示・不開示双方の判断がありえる中でその判断を誤ったものである。そうしたことから、開示するに際しては、より慎重に検討した上で判断を行うよう、今回の事例も示しつつ、各課室の情報公開審査員に向け改めて周知し、個別具体的な事例に適切に対応してまいりたいと考えている。

(松本委員)

総務課長も言われたが、個人情報の開示はとても重要なことである。くれぐれも慎重に行っていただきたい。また、研修もすでに行っているということであったが、審査員に対するものということであったので、他の職員に対してもきちっと浸透するよう心掛けていただけたら、県民の信頼を得られると思う。よろしく願いたい。

請願第13号 愛知県立高校が、愛知県高等学校体育連盟及び、文化連盟に「生徒・保護者から説明といえる説明もなく集めたお金」を納入している分担金について、返金等を行い、公費等により納入にすることを求める請願  
平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(大須賀委員)

国府高等学校での納入案内では、「高等学校体育連盟掛金」、及び「高等学校文化連盟掛金」としているが、分担金とはどう違うのか。誤って集めたものかを教えてほしい。

また、愛知県高等学校体育連盟及び愛知県高等学校文化連盟ともにその費用を生徒から徴収しているのはどういった考えによるものなのかを教えてほしい。

(霊池保健体育スポーツ課長)

案内としては「掛金」となっているが、両団体へ納入する際の支出証拠書類では、それぞれ分担金として処理されており、意味するところは「分担金」である。従って誤って集めたものではない。

徴収についての考え方であるが、これらの団体の活動は、各種大会の開催のみならず調査・研究、研修・講習会の開催や活動の指導及び普及発展に関する資料の整備、提供等により生徒に還元されるものと考えられるので、受

益者負担の観点から、その費用を生徒に負担させることが適当であるとの考え方によるものである。

(松本委員)

誤った徴収ではないとしても、誤解を招きかねない「掛金」という言葉を使ったということで、今後このようなことがないように、言葉の使い方だけではなく、これはどういう費用であるのか、ということ保護者に対してきちっと説明することが大切であると思うので、よろしく願いたい。

(横井総務課長)

学校がこのような経費を保護者から徴収しているという性格上、学校長は保護者に対し十分な説明・情報提供等に努める必要があると感じている。

今回の納入案内により誤った徴収をした訳ではないが、誤解を招くようなことがないように、また保護者に対しては十分な説明と情報提供がされるよう引き続き指導をしてまいりたいと考えている。

## 7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第 19 号議案 平成 29 年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第 19 号議案 平成 29 年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

第 20 号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

稲垣教職員課長が、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第 21 号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

北島特別支援教育課長が、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

## 8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題(1) 平成 29 年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題(2) 平成 30 年春の叙勲候補者選考については、人事案件であるため、非公開において審議することとした。

(1) 平成 29 年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 平成 30 年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他  
なし

10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として松本委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、愛知県立高校が、愛知県高等学校体育連盟及び、文化連盟に「生徒・保護者から説明と言える説明もなく集めたお金」を納入している分担金について、返金等を行い、公費等により納入をすることを求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名